



2023年4月28日

各 位

会社名：株式会社じもとホールディングス  
(コード番号：7161 東証スタンダード)  
代表者名： 取締役社長 鈴木 隆  
問合せ先：常務取締役総合企画部長 尾形 肇  
(TEL. 022-722-0011)

会社名：株式会社きらやか銀行  
代表者名： 取締役頭取 川越 浩司  
問合せ先： 経営企画部長 西塙 英樹  
(TEL. 023-631-0001)

#### (開示事項の経過報告：追加)

新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による  
金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた状況について

#### — 公的資金は2023年9月を目指し申請、SBIグループと追加支援の協議を開始 —

株式会社じもとホールディングス（取締役社長 鈴木 隆、以下「じもとホールディングス」といいます。）と連結子会社である株式会社きらやか銀行（取締役頭取 川越 浩司、以下「きらやか銀行」といいます。）は、2022年11月11日付（開示事項の経過報告）「新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けた検討開始について」を公表しており、前回以降の状況を以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公的資金の検討状況と申請時期

前回公表以降、金融庁と公的資金申請への相談を進めており、コロナ支援特例公的資金の申請に向けた検討を継続し、きらやか銀行の体制整備を進めてまいりました。

こうした中、新型コロナウイルスが3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、本日の当社及びきらやか銀行の取締役会において、2023年9月を目指して公的資金の申請をすることを決定いたしました。本公的資金の活用は、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

今後は、2023年6月開催予定の定時株主総会で、株主様に今般の決算内容を報告するとともに、公的資金申請に向けた対応について丁寧に説明を行う予定でございます。

また、金融庁とは、公的資金の申請金額を含めて、今後の対応を相談してまいります。

## 2. SBI グループと当社の間で経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始

公的資金申請にあわせて、当社の主要株主である SBI グループと当社の間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定しました。

SBI グループにおいては、資本業務提携を機に、当社に社外取締役 1 名を派遣しているほか、当社及び子銀行の取締役会や経営会議にオブザーバー 2 名が出席し、経営全般に係るアドバイスをいただいております。また、ガバナンス強化のため、上記の当社社外取締役 1 名が、きらやか銀行非常勤取締役を兼務することで、同行の経営改善に直接関与する予定です。

今後、SBI グループと当社の間で、追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等を協議することとなります。が、正式に決定次第お知らせいたします。

当社としては、追加支援を通じて、SBI グループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

## 3. きらやか銀行の予防的な引当金計上による赤字拡大、業績回復への追加改善策

本日公表の「2023 年 3 月期通期連結業績予想の修正および配当予想の修正、子銀行役員数の削減、役員報酬減額、2024 年 3 月期の連結業績予想および配当予想に関するお知らせ」のとおり、きらやか銀行では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先を含む地元企業の抜本的な再生支援を見据え引当金を追加計上することにしたことから、同行の 2023 年 3 月期の赤字額が大幅に拡大する見通しです。

きらやか銀行は、前回公表以降、業績回復への改善策（営業体制の刷新、店舗政策、経費削減等）を着実に実施しておりますが、今般の赤字拡大を踏まえて、改めて、同行の現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめ、追加の改善策を策定しております。

きらやか銀行の業績回復に向けて、じもとホールディングスは、きらやか銀行が実施する改善策への関与を強化し、信用リスクを重点的に管理、監査します。また、仙台銀行は、同行常務取締役 1 名がきらやか銀行本店に常駐し、経営全般に関与するなど、今後も、じもとグループのパートナーとして、全面的な協力をやってまいります。

## 4. 今後の見通し

今後、開示すべき事項が発生した場合及び開示すべき事項を決定した場合は、速やかに開示いたします。

以上